

2023 年度版

重要事項説明書

園生活のはじめにご家庭に知っていただきたいこと

Disclosure statement.



社会福祉法人多度志保育会 Social welfare Corporation. TDS Nursery Kazekko.

たどし認定こども園かぜっこ (園長 殿平 真)

〒074-0141 北海道深川市多度志 630 番地 TEL / FAX : 0164-27-2750
ウェブサイト <http://tadoshi.jimdo.com> Eメール tdshoikuen@dream.jp

教育及び保育理念

- 子どもの人格が認められる保育
- 生活的な常識をいかすことができる保育
- 子どもとの友情・愛情がそだつ保育

教育及び保育目標

● こんな子どもに育ってほしい

- ・人間として育っていくために、健康でたくましく、しなやかな体を持った子どもに育ってほしい。
- ・人間的な感情を豊かに備え、泣いたり、笑ったり、怒ったり、自分を十分に表現できる子どもに育ってほしい。
- ・仲間と共に育ちあうために、生命（いのち）への思いやりを持ち、隣人への優しさを持つ子どもに育ってほしい。

● こんなこども園でありたい

- ・子どもの要求を大切に、遊びの機会が保障され、子どもの遊ぶ権利が守られる園でありたい。
- ・自然の中に子どもを解き放ち、泥、水、砂がふんだんに提供され、子どもの心と体が解放される園でありたい。
- ・子育ての事業を成功させるために職員と保護者が共同し、子どもの発達の見通しが持てる園でありたい。
- ・地域に園を開放し、子育て文化をうちたてる園でありたい。

ただし認定こども園かぜっこは、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場所です。私たちは上記の【教育及び保育目標】を掲げて、すべての子どもの保育を行い、保護者と地域に対する援助に取り組んでいきます。

教育及び保育方針

● 子どもの人格が認められる保育

- ・大人と子どもの人格的平等を自覚し、それが子ども相互間にも広がっていく保育が目指される。
- ・体罰、暴力はいかなる場合にも排除され、保育者と子どもの相互理解がねばり強く求められる。
- ・子どもが納得して行動することが基本であり、そのために“待つことができる保育”を実践する。一人一人の子どもの発言にも耳を傾け、子どもの要求に丁寧に反応する保育者となる。
- ・保育者は子どもの行動を許可したり禁じたりする命令者ではなく、子どもに対して呼びかけ、ともに歩む保育を目指す。

● 生活的な常識をいかすことができる保育

- ・集団を管理することが優先されることなく、日常の生活的常識が大切にされ、子どもの自主性が尊重される保育を目指す。
- ・園での最初の出会いが保育者であり、別れのときも保育者が最後。そのような出会いと別れのときが大切にされる。

● 子どもとの友情・愛情がそだつ保育

- ・園生活は人と人が出会い、信頼が生まれ、愛情が育まれ、それらが深められていくことが大切なテーマのひとつである。保育者がいかに子どもを受け入れるかということを通して保育者もまた子どもに受け入れられていく。
- ・子どもと保育者の相互の信頼を育てるために、子どもの発言や行動に対して、それらを軽んじることなく、常に素直でまじめな発言や行動をとる。
- ・子どもは大人との豊かな愛情体験を繰り返すことで、人間への信頼を覚え、子ども同士の友情を育んでいく。われわれ保育者が彼・彼女たちの親友となるのが願いである。

私たちは上記の【教育及び保育方針】を実現するために、「日本国憲法」「児童憲章」「子どもの権利条約」の理念を尊重し、「保育所保育指針」に基づいて教育・保育活動に取り組んでいきます。

たどし認定こども園かぜっこ【重要事項説明書】

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人多度志保育会 (Social Welfare Corp. Tadoshi nursery organization.)
所在地	〒074-0141 北海道深川市多度志 630 番地
代表者氏名	理事長 殿平善彦

2 利用施設

施設の種類	保育所型認定こども園（第二種社会福祉事業）		
施設の名称	たどし認定こども園かぜっこ (Tadoshi nursery Kazekko.)		
連絡先	TEL・FAX 0164-27-2750		
	ウェブサイト	https://tadoshi.jimdo.com/	
	メールアドレス	tdshoikuen@dream.jp	
管理者	園長 殿平真（とのひらまこと）		
利用定員	1号認定子ども（満3歳児を含む3歳以上児）	15人	合計25人
	2号認定子ども（保育を必要とする3歳以上児）	4人	
	3号認定子ども（保育を必要とする3歳未満児）	6人	
開設年月日	1953年2月 創立（旧名称：多度志保育園） 1972年 法人認可、2019年 認定こども園へ移行		
事業所番号	00122851000044		

3 目的・運営方針

別記のとおり。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体 2,102 m ² （うち園庭 1,104 m ² ）
園舎	鉄骨造2階建延べ床面積 468 m ²

(2) 主な設備

設備	面積	備考
乳児室	16.7 m ²	はと組（乳児）沐浴設備があります。 1人あたり面積 5.56 m ² （国が定める最低基準 1.65 m ² ）
ほふく室	18.0 m ²	はと組（1～2才児）畳のあるお部屋です。 1人あたり面積 4.50 m ² （国の基準 3.30 m ² ）
保育室	81.0 m ²	たいよう組（3～5才児 異年齢混合保育）2部屋分 1人あたり面積 4.20 m ² （国の基準 1.98 m ² ）
遊戯室（ホール）	120.0 m ²	毎日の遊びや行事で使われます 1人あたり面積 4.00 m ² （国の基準 1.98 m ² ）
調理室	1室	毎日の給食、おやつを園内で調理提供しています
一時保育室	1室	一時預かり保育や多目的に利用されるお部屋です
かぜっこルーム	1室	保護者の子育て相談などに使われます

トイレ	3か所	幼児用(大3・小3)、ユニバーサル2
水のみ手洗い場	6か所	ペーパータオル・消毒設備を備えています。
職員・事務・医務室	1室	2階。職員以外入室はご遠慮下さい。
屋外遊戯場(園庭)	1,104㎡	一人当たり36.8㎡(国の基準3.30㎡)
屋外プール	1棟	エアドーム屋根付、常設型コンクリートプール。
マイクロバス	29人乗	園バス送迎用・保育活動用
ワゴン車	8人乗	園バス送迎用・保育活動用

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に関連した設備

設備	個数	備考
アルコール手指消毒器	4器	アルコール・次亜塩素酸水を手指に噴霧する消毒機器。園舎出入口、各部屋の出入口等に設置しています。
ペーパータオル	6か所	手洗い場、トイレ等、水を使う場所にペーパータオルを設置しています。布タオルの共用は行っていません。
次亜塩素酸水生成器	1基	酸性機能水の自動生成機器です。給食の食材洗浄をはじめ日常の消毒に使われます。
次亜塩素酸 Na 蛇口	1基	毎日の清掃消毒、嘔吐・便などの清掃に使われる次亜塩素酸ナトリウムを自動で希釈する専用蛇口を備えています。
空気清浄機	5基	空気中のほこりやウイルスなどを清浄化する機器です。保育室に重点的に設置しています。
加湿器	6基	保育室を中心に適度な加湿のために設置しています。
換気エアコン	3基	換気機能を備えた冷暖房エアコンを保育室に設置。

5 職員の配置状況(2023年4月1日の状況)

職種	配置基準	現員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	(1)		
主任保育教諭	1	1	(1)		子育て支援担当
副主任保育教諭	—	2	(2)		リーダー保育士
保育教諭・保育士	3	9	(3)	(6)	保育有資格者
看護師	—	1	(1)		副園長・保健担当
運転手	—	3	(1)	(2)	通園送迎バス兼用務員
調理員	1	3	(2)	(1)	栄養士1、調理師2
その他・保育補助	—	4		(4)	子育て支援員、補助者
合計	6	14(常勤換算)			国の基準の2倍以上

当園では「深川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年深川市条例第11号)」に定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。

6 教育・保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日とし、日曜日は休園となります。詳しくは、行事予定、お便り等でお知らせします。

(1) 1号認定子どもに教育を提供しない日

土曜日	原則としてお休み。ただし預かり保育を実施しています。
夏休み休業期間	7月25日～8月15日 預かり保育を利用できます。
冬休み休業期間	12月25日～1月15日 預かり保育を利用できます。
春休み休業期間	3月25日～3月31日 預かり保育を利用できます。

(2) その他の休園日

年間行事休園日	年末年始、お盆、創立記念日(2月)など
臨時休園日	行事等で日曜・祝日に開園した次の平日(振替休日)

7 教育・保育を提供する時間（1・2・3号認定子ども）

(1) 1号認定子どもの教育時間

月～金曜日の保育時間	午前9時から 午後1時まで
月～金曜日の預かり保育時間	昼 午後1時から 午後7時まで
土曜日・休業日の預かり保育時間	午前9時から 午後7時まで

(2) 2号・3号認定子どものうち保育標準時間認定にかかる保育時間

毎日の保育時間	午前7時30分から 午後7時まで
---------	------------------

(3) 2号・3号認定子どものうち保育短時間認定にかかる保育時間

月曜日から土曜日の保育時間	午前9時から 午後5時まで
延長保育時間	朝 午前7時30分から 午前9時まで 夕 午後5時から 午後7時まで

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、保育所保育指針に基づき、認定こども園教育・保育要領（厚生労働省平成30年告示）を踏まえ、以下の教育及び保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 平常の教育・保育の提供について

1号認定子ども

時間	満3歳～就学前まで	延長保育
7:30	1号認定子ども預かり保育（延長保育）	○
9:00	1号認定子ども保育開始～自由あそび・設定保育	1号認定子どもの延長保育
11:30	給食	
13:00	1号認定子ども保育終了・順次降園	
13:00	※預かり保育（延長保育） ひるね（午睡）	○
15:30	めざめ・午後のおやつ、あそび・順次降園	
18:00	預かり保育（延長保育）終了、閉園	
19:00	※緊急時延長保育時間	

2号・3号認定子ども（新2号認定子ども）

時間	0・1・2歳児	3・4・5歳児	延長保育
7:30	保育標準時間保育開始（保育短時間、延長保育）		○
9:00	（保育短時間保育開始）	（保育短時間保育開始）	保育短時間認定の延長保育
9:30	午前のおやつ・あそび・さんぽ	あそび・さんぽ	
11:15	給食準備・給食	給食準備・給食	
11:30			
12:30	ひるね	ひるね	
13:00			
15:00	めざめ・午後のおやつ	めざめ・午後のおやつ	
15:30	あそび・順次降園	あそび・順次降園	
17:00	（保育短時間終了）	（保育短時間終了）	○
18:00	保育標準時間終了（保育短時間、延長保育）、閉園		
19:00	※緊急時延長保育時間		

(2) 延長保育・預かり保育について

	7:30	8:00	9:00	11:00	13:00	17:00	18:00	19:00
2号・3号 (標準時間)	保育標準時間							延長保育 D
2号・3号認定 (短時間)	9:00		17:00			延長保育 C		
1号認定※新2号 (通常保育)	延長保育 A	保育短時間 13:00			延長保育 B			
			教育時間					

対象	時間帯	料金	月契約
保育短時間 (2号・3号)	延長保育 A (7:30~9:00)	A 及び C 1日200円 (各、月額4,000円上限)	月額上限あり 原則として 事前申し込み 翌月精算
	延長保育 C (17:00~18:00)		
1号認定 ※新2号	延長保育 A (7:30~9:00)		
	延長保育 B (13:00~17:00)		
	延長保育 C (17:00~18:00)	B 1日300円 (月額6,000円上限)	
共通	延長保育 D (18:00~19:00)	D 1日1,000円	緊急時のみ

◆ 1号認定子どもの土曜日保育、長期休み中の保育

	7:30	8:00	9:00	11:00	13:00	17:00	18:00	19:00
1号認定子ども (土曜・休業保育)	延長保育 A		土曜日・春・夏・冬休み期間 預かり保育			延長 C	延長 D	

対象	時間帯	料金	月契約
1号認定 子ども	延長保育 A (7:45~9:00)	1日400円	月額設定は ありません。
	土曜・休業日保育 (9:00~17:00)	1日800円	
	延長保育 C (17:00~18:00)	1日400円	
	延長保育 D (18:00~19:00)	1日1,000円	

※新2号認定子どもは上記の延長保育料の合計額16,000円まで無償となります。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食 (おやつ)	昼食	午後間食	備考
0~2歳児	9:30頃	11:15頃	15:30頃	月に1回、 お弁当の日が あります。
3~5歳児		11:30頃	(1号認定子どもは 延長保育を利用する 子に提供します)	

副食費とは別に、次の給食費がかかります。

対象	費目	料金	利用日数による計算
1号認定	給食費 (お昼ごはん) ※主食費(お米代)を含む。	月額1,000円	日割りはありません。 お米代を含みます。 (主食を園で調達し、 調理して提供します)
2号認定	主食費 (お米代) ※副食費は保育料に含む。		
一部の子ども	保育無償化による副食費	(上記に加えて) 月額4,500円	収入等により副食費が免除される家庭があります。

※ 献立表は毎月お知らせします。食物アレルギー等は随時ご相談ください。

※ 離乳食など個別の献立は食物アレルギーに対応していきます。給食室へいつでもご相談ください。

(4) 子どもの健康に対する支援

当園では、定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。身長・体重測定は毎月実施します。

園児健康診断 全園児（年 2 回）、 歯科健診 全園児（年 2 回）

◆その他、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づいた対応を実施します。

- ・ 疾病等への対応
- ・ 医務環境の整備
- ・ 保護者への啓蒙活動
- ・ 保健師、管理栄養士等を含めた関係機関との連携

◆投薬ルールについて。 保育中に与薬する必要がある場合は、別紙「投薬連絡票」に必要事項を記入して申し出て下さい。原則として市販のくすりを与えることはできません。

◆新型コロナウイルスに関する感染症拡大防止のためのとりくみ・・・別紙参照。

(5) 虐待の早期発見のために

◆虐待の早期発見のため、子どもの登園時に顔、頭、手足などを目視する他、遊びの様子や情緒の変化等に注意を払い、家庭との対応についても気を配り、虐待の防止にも努めます。

○虐待の疑いが感じられた場合・・・日頃より全ての職員が虐待の疑いに注意を払い、担任から直ちに園長に報告し、別掲【緊急性の判断ポイント】(※)や【早期発見のポイント】(※)に沿って、職員間で協議して対応します。(※「子どもの虐待防止マニュアル」を定めています)

○該当する点が認められた場合・・・直ちに深川市子ども・子育て支援推進室と協議するとともに、必要に応じて関係機関と連携し、虐待防止のための措置を講じます。ご家庭のご理解とご協力をお願いします。

(6) 特色ある保育

当園では、子どもの自主性を第一に人権に配慮した保育を行っています。自然やどろんこ、水、砂などの豊かな環境での保育を行うため、汚れてもよい服装をご用意ください。

保護者やご家族の積極的な保育参加を歓迎しています。行事等もご家庭と共につくることを目指しています。ご理解とご協力をお願いします。

(7) その他

一時預かり保育を行っています。障がいを持つ子を受け入れています。障がいによっては専任の特別支援保育者を配置し、地域福祉機関、医療機関との連携・共同のもとで保育をすすめていきます。アレルギーに対応した保育をすすめています。

9 保育料等

1号認定保育料	保護者が居住する市町村が定める額（無償化対象）
2・3号認定保育料	保護者が居住する市町村が定める額（一部無償化対象）
延長保育料	実際の利用区分と実績に応じて、翌月請求。（一部無償化）
給食費・お米代	1号給食費、2号主食費(お米代)、副食費（一部の家庭）
その他	行事等で各家庭の負担が生じる場合は、その都度PT会と協議の上、負担額をお知らせ致します。

保育料の納入方法

保育料（延長保育料）	保育料は市町村が定める額に基づき、こども園から請求額を通知します。保護者は園が指定する方法で納めてください。
給食費・お米代	延長保育料はA～Dの区分に従い利用の翌月に精算します。
PT会費	PT会費は、PT会に代わって園が代理請求します。

1.0 利用の変更・終了に関する事項

・2号・3号認定から1号認定に変更したいとき。

- (1) こども園まで申し出て下さい。原則として翌月から変更になります。
- (2) 年度当初2才児の子どもは、3才の誕生日の翌日から1号に移行できます。

※1号認定から2号認定に変更したいとき。

市町村による認定が必要となります。就労状況の証明が必要です。

※1号認定が「新2号認定」として教育・保育の無償化を認定するときも同様です。

・当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき（市外への転出など）
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科・外科

医療機関の名称	深川市立多度志診療所
医 院 長 名	野上明則 医師
所 在 地	深川市多度志1188番地
電 話 番 号	0164-27-2001

- (2) 歯科

医療機関の名称	きたじま歯科クリニック
医 院 長 名	北島雅夫 歯科医師
所 在 地	深川市3条16-12
電 話 番 号	0164-26-8881

1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

深川警察署多度志駐在所	110番（駐在所0164-27-2151）
深川消防署多度志分遣所	119番（分遣所0164-27-2519）

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	・窓口担当者 保育士 藤井七江 大木亜耶音 ・ご利用時間 9:00～18:00 ・電話番号 0164-27-2750 ・Eメール tdshoikuen@dream.jp 担当者が不在の場合は当園職員までお申し出ください。
SNS等による窓口	・LINE公式アカウントによる相談を随時受け付けています。

上記のほかに園の出入り口に要望・苦情を受け付ける投函箱を設けています。

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	当園が定めた消防計画書により対応いたします。
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
＜近隣の広域避難場所・一時避難場所・避難所は次のとおりです。＞	
広域避難場所	多度志小学校（校庭） 地域の公的な避難場所です。
一時避難場所	一乗寺・游林庵（ゆうりんあん）
避難所	多度志コミュニティセンター（深川市役所多度志支所）

1.5 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、次の保険に加入しています。

1	独立行政法人日本スポーツ振興センター 教育・保育施設災害共済 保育中、通園中の怪我、特定疾病による治療、後遺症、死亡等を保障
2	業務災害総合保険・自動車総合保険（A I G損害保険） 保育中の災害による怪我、給食提供による損害、バス送迎時の自動車事故を保障

- ・事故が発生した場合には、上記の保険についての窓口は認定こども園となります。
- ・認定こども園で発生した事故による怪我等で医療機関を受診される際は、自治体の医療費無料制度は利用できません。国保、社保・共済も利用できません。上記の保険の保障範囲内で認定こども園が負担いたします。

1.6 子育て支援・地域との連携・協力

当園では、子育て支援事業を行っています。

園開放日	毎週土曜日 在園児以外の地域の子どもをひろく受け入れています。
子育て相談ひろば	月～金 13:00～15:00 子育て全般の相談を受け付けています。

- ・子育て情報の発信
- ・施設機能の開放
- ・備品の無償貸し出し
- ・ボランティア受け入れ

1.7 当園におけるその他の留意事項

土曜日の保育 延長保育について	当園では保護者の希望に応じて土曜保育、毎日の延長保育を実施していますが、お仕事がない曜日や時間帯には、出来るだけ子どもと家族がふれあう時間を増やすようご配慮をお願いします。
禁煙について	当園は園舎、敷地を含む「全面禁煙」です。国の健康増進法・受動喫煙防止法により、違反した場合には法律により罰せられることがあります。
仏教行事について	当園では浄土真宗本願寺派まことの保育（仏教保育）を実践しています。保護者が仏教保育を望まない場合は、その時間に代替保育を実施します。
アレルギー対応 給食について	園の給食には、アレルギー対応食を提供する準備があります。また、離乳食など家庭の子育ての方針や子どもの健康状態に応じて相談の上保育をすすめていきます。
園バスの 運行について	園の通園バスは、遠方からの通園の便宜を図るため多度志地区を除く深川市内地域からの通園に限定してご利用頂いています。
保育ボランティア 受け入れについて	当園では保育の質の向上と子どもの多文化共生保育の推進のため、諸外国から保育ボランティアを受け入れています。また、保育学生の実地研修や保育研究者、地域からボランティアを受け入れています。
SNS やウェブによる 情報発信	園では保護者の便宜を図るため、公式ウェブサイトや LINE@、Facebook など園の様子やお知らせの発信を行っています。緊急時や休園時の連絡は LINE 公式アカウント、および緊急連絡先に指定されたお電話での連絡とします。
写真販売について	園では保護者の便宜を図るため、保育写真の販売等を外部業者に委託しています。年間を通じて定期的に写真販売のご案内をします。園では写真の内容や写真販売に関する商取引によるトラブル等には関知しませんのでご留意願います。

1.8 保育料・利用料の請求と納付方法

ただし認定こども園かぜっこの利用家庭は、利用した月の実績に応じて、翌月に請求額を所定の方法でこども園（多度志保育会）に納めて下さい。（例：4月利用分は5月初旬に請求、5月中に納付）

■保育料の計算方法（内訳）

1. 子どもごとの保育料・・・市から通知された（所得、家族構成等による）保護者負担額。
4月～8月は変更なし。9月から前年度の納税額等で保育料が変動します。
3歳以上の子どもはすべて保育料無償となります。（延長保育料・給食費を除く）
2. 延長保育料・・・毎日の出欠、登園降園時間を園で記録しています。毎月初日～月末までの合計を請求します。利用時間などのご確認をお願いします。
3. 給食費（1号認定・2号認定こども）・・・お米代を含む定額となっています。
4. その他の費用・・・行事等で生じる負担金など、その都度、事前に徴収額をお知らせします。
5. PT会費・・・上記の請求と併せて園が代理徴収します。後ほど園からPT会会計へ回金します。

■請求のタイミング 翌月の**5日前後**に封書で各家庭に請求額を通知します。

■納入方法の選択 下記、納入方法を選択していただきます。やむを得ず引き落とし不能や未納となった場合は、翌月に合算、又は園の口座（北洋銀行）へお振り込みをお願いします。

- 納入方法1 クレジットカード決済（電子マネー決済）専用端末で。（手数料園負担）
園の玄関で送りお迎え時、又は園バス送迎時にお支払いできます。



- 納入方法2 きたそらち農業協同組合 口座から自動引き落とし（手数料園負担）



事前に自動振替（引き落とし）申請用紙に記入・捺印いただきます。

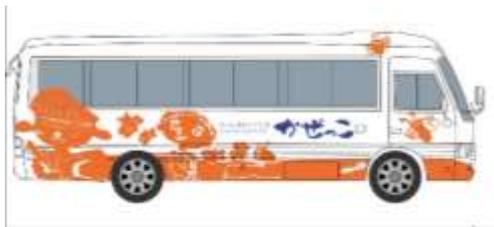
- 納入方法3 園の口座へお振り込み。（手数料保護者負担）



北洋銀行 深川支店 普通 872164 タドシホイクエン

※ 現金のお取り扱いはありません。現金を電子マネー等にチャージしてご利用ください。

■領収書は原則として発行しません。カード・電子マネー決済時に「お客様控え」をお渡しします。口座引き落としの方は通帳記載をご確認いただくようお願いします。



たどし認定こども園かぜっこ 園バス運行について

2023年4月

○バス送迎の対象となるご家庭（深川市街地からの送迎に限ります）

たどし認定こども園かぜっこのバス送迎の対象となるご家庭は、多度志地区を除く深川市街地に居住される方が対象となります。多度志地区からは引き続き保護者による送迎をお願いします。

この措置は地域内の園児数減少にともない深川市街地からの通園の便宜を図る目的でバス運行を実施しているため、みなさまのご理解をお願い申し上げます。

○園専用の送迎車（マイクロバス又はミニバン車）を使用します。

送迎は園が所有するマイクロバス（定員29名）、またはミニバン車（定員8名）に専属の運転手と添乗の保育者が乗車します。園児は走行中「チャイルドシート」に着席します。（法律では幼児用バスはシートベルト着用が義務付けられていませんが、当園は安全運行のためチャイルドシートを設置しています）

朝夕にはご自宅付近（又は送迎指定場所）において保護者が付き添いのうえ、添乗の保育者にお子様の受け渡しをお願いします。乗降の際に限られた時間ですがお子さまのようすや園のお知らせなど保育者とご家庭でコミュニケーションをとりたいと考えています。連絡ノートもご活用ください。

○送迎のながれ（GPSでバスの位置を見ることができます）

送迎は、基本的に下記の時間帯で実施します。特に朝はスムーズに乗車し、次に待つご家庭に向かえるようご協力下さい。バス到着の目安として、園バスのGPSを各自のスマホから追跡することができます。（右のQRコード）

到着が大きく遅れるなどの際には園バス専用携帯（090-3113-3590）やLINEでお知らせすることもあります。通常の送迎では特に連絡はしません。

到着予定時間にあわせて玄関などで待機をお願いします。



doconeel バス GPS

毎日 朝 7:50 ~ 8:30 市内のご利用家庭を巡回します。

（交通状況・天候・園児のお休み等により若干時間が前後します）

平日 16:45 こども園出発 ⇒ 17:10~17:40 ご利用家庭を巡回

土曜 12:45 こども園出発 ⇒ 13:00~13:30 ご利用家庭を巡回

- 万が一の事故に備えて、利用園児には通常の自動車保険に加えて、別途、業務災害保険に加入しています。保険の契約上、家庭状況等に変更が生じた際は、すみやかに園までお知らせ下さい。
- 園児の体調不良やご家庭の事情などで遅刻や途中降園されるご家庭は、保護者による送迎をお願いします。また、普段とは異なる場所から登降園をさせる場合は、ルート変更に対応できないことがありますので、ご了承ください。
- 緊急の場合にそなえて、複数のご家族の連絡先（祖父母や親族なども可）をお知らせ下さい。
- その他、送迎場所や時間などに関するとりきめは、ご利用家庭と個別に相談して決定します。

○送迎時の保育利用料等のお支払いは、出来るだけ帰りバスでお願いします

キャッシュレス端末によるお支払いをご利用の際は、時間がかかることから、出来るだけ夕方の送迎の際にご利用されますようご協力ください。また、電子マネーはあらかじめチャージをお願いします。

📞 かぜっこバス送迎用携帯
（メモリー登録をお願いします）

090-3113-3590

社会福祉法人多度志保育会 たどし認定こども園かぜっこ

〒074-0141 深川市多度志 630 TEL:0164-27-2359 FAX:27-2890 tdshoikuen@dream.jp

2023年度 たどし認定こども園かぜっこ

【こんなことにとりくみます】

絵を描くことが好きな子ども

いつでもどこでも 絵を描くことで自分を表現する子ども

絵を描くとうぐ、じかん、ぼしょと親子の会話が大切です

ご家庭でも絵を通して会話をしてみませんか

食べるのが好きな子ども

お腹がすくリズムのもてる子 そのためにあそびがあります

ご家庭のあさごはん、ひるのきゅうしょく、ゆうはん、すいみん・・・

子どもにとってすべてがつながっているから、園と家庭の協力が大切です

保育参加の日

おうちとはちがう、こども園でみせる子どものすがた

年間行事やお誕生会で親子が参加する日に加えて

保育参観日「保育参加日」を春と秋におこないます

期間はおよそ1週間 期間中に親子で保育に参加してください

ご家族・夫婦でも、おひとりおひとり別の日でも

かぜっこの一日をおとなも感じてみてください

たどし認定こども園かぜっこ